

法学部でない学部生による著作権関係裁判例のグループ学習のコンセプト構築と課題

浦田優子（法政大学（院））、小田友理恵（法政大学）、○末宗達行（金城学院大学）

1. はじめに

本報告は、法学部でない大学学部生が大学の枠を超えて協力し著作権関連の裁判例を題材とした研究発表を実施した「第30回知的財産判例セミナー」（2022年12月27日、オンライン）（以下、「学生判例研究発表会」といい、これに向けた同年9月からの準備活動を含めて「学生判例研究会等」という。）の企画コンセプトを整理したうえで、実施後に判明した残された課題を検証することを目的とする。将来において、法学部でない大学学部生向けの著作権裁判例を題材とした知的財産法の学習教材の開発を想定することから、残された課題の検証は、かかる学習教材の開発を念頭に置いた観点から実施することとしたい。

なお、本報告は、〔ポスター発表〕小田友理恵＝浦田優子＝末宗達行「非法学部所属の学部生による知的財産関係裁判例学習およびプレゼンテーションの実施を通じた教育効果および学生の成長」TEAと質的探究学会第2回大会（2023年6月11日、立命館大学）、〔口頭発表〕小田友理恵＝浦田優子＝末宗達行「法学部ではない大学生が著作権裁判例についてグループで学ぶ意義」知財教育FDセミナー第9回（2023年10月31日、山口大学・オンライン）、〔口頭発表〕末宗達行＝浦田優子＝小田友理恵「知的財産法関連の判例発表会による非法学部学生の学習と成長の要因」日本知財学会第21回年次学術研究発表会（2023年11月18日、オンライン）（本稿提出時点では予定）での発表内容をもとに、追加・修正を行ったものである。

2. 従来の知財教育にかかる類似の取組みの状況と、「学生判例研究発表会」企画の概要

従来、法学部以外の学部や高等専門学校などにおける知財教育の実践方法としては、文部科学省＝特許庁＝日本弁理士会＝（独）工業所有権情報・研修館主催の「パテントコンテスト」「デザインパテントコンテスト」を活用して、権利化を意識して知的財産を自ら創出しながら、知的財産を学ぶスタイルの学習方法が実践されているⁱ。もっとも、知的財産は、「人間の知的活動によって生み出された成果物のうち、ある目的のために法律によって特定の物による独占が許される有用な情報のこと」を意味するⁱⁱと考えられるためⁱⁱⁱ、「情報の自由利用」の原則を意識するならば、知的財産は、一定の目的のために「法律が存在することによってこそ」存在するものである。また、法学は、不完全な人間社会における利害対立とそれに対するあるべき秩序を考える学問であり^{iv}、「法学教育は専門知識の伝達を行うことを通して、判断力や論理的説得能力の養成をはかるもの^v」といわれる。これらに鑑みれば、法学部でない学部生が知財を学ぶにおいて、法学の切り口からアプローチすることにも固有の意義があろう。その意味では、知財教育の一つのアプローチとして、法学の切り口もまた固有の意義があろう（もちろん、この考えは、多様なアプローチを否定するものではない）。

2022年9月から同年12月にかけて、小川明子教授（山口大学）と末宗の発案のもと、山口大学国際総合科学部の学生6名（4年生）及び金城学院大学生活環境学部生活マネジメント学科の学生5名（3年生及び2年生）が、大学の枠を超えた3つのグループを編成したうえで、著作権関連裁判例の研究を実施し、最終成果発表として「学生判例研究発表会」を開催した。学生判例研究発表会等の特色は、本報告の目的に照らして、次の通りと考えられる。

- ① 実際の裁判例を題材として法学の切り口から知財を学ぶ点
- ② 前記①を前提に、知財のうちでも、著作権法に関する裁判例を素材としている点
- ③ 前記②の裁判例の選択において、直近3年間を目安とした比較的新しく、評釈等が集中していないものを対象としている点
- ④ グループ編成において、大学の枠を超えた混成チームを編成した点

3. 学生判例研究発表会等の特色と、背景にある考え方（コンセプト）

前記2. ①について、法学を学ぶにあたっては学習内容が実際にどのように活用されるか

の「具体的なイメージ」を持つことがモチベーションを高めるのではないかとの趣旨の指摘^{vi}があることを踏まえれば、法学部でない学部生にとってはなおさらであろう。法学部でない学部生にとって「具体的なイメージ」を形成するには、実際の裁判を題材にすることが有力な手段ではないかと考えられる。裁判を題材にするならば、判決の読解を行うこととなるが^{vii}、何を目的として判決文を読むのが問題となる。「法律文書になじみのない、法学部でない大学生が取り組む」以上、一般に言う「判例評釈」の目的^{viii}とは異なる、固有の目的を検討する必要がある。学生判例研究発表会等においては、以下を目的とした。

- A) 「どのような紛争・事案であるのか」、「何がどのように争われているのか」、「裁判所がどのような判断を下したのか」を自分たちで読みとる（以下、「目的 A」という。）
- B) （知財に関する知識との関係で）既存の知識や現代社会の動向に照らして、その判決にどのような意義があるのかを考察する（以下、「目的 B」という。）

前記 2. ②については、著作権法はビジネスの世界でも活用され、現実の社会の変化に合わせて、法自体も大きく変動する性質をもち、現代社会の動向に照らした判決の意義の検討が行いやすく、目的 B と整合する。また、前記 2. ③についても、目的 A 及び目的 B に照らして、先行評釈が多くなければ、判決文の読解も自らで行わなければならない、さらに考察を展開しやすいこととなり、目的と整合する。さらに、判決文の読解や関連裁判例の渉猟は、法学部でない学部生には相当の負荷となり、グループ学習が有効な解決策となる。そして、現代社会の動向に照らした判決の意義の検討は、多角的な視点が求められることから、大学の枠を超えて「異なるバックグラウンドを有する人々」とのグループ学習により、これをよりよく達成すると考えられる（前記 2. ④）。

4. 残された課題

法学部でない大学学部生向けの著作権裁判例を題材とした学習教材の開発を念頭におき、学生判例研究発表会等の実施後に判明した残された課題は、さしあたり以下が挙げられよう。

- ① 近時の裁判例を対象とする場合、対象の選択において教員の介入が必要となる点
- ② 学生が判決文を読解する過程において、疑問等が生じた場合には、適宜、教員からの読解に関する助言や支援が必要となる点（随時の質問だけでなく、準備の過程で、中間発表の機会を複数設ける必要がある。）
- ③ 考察において、関連裁判例との比較を行う際には、「抽象的な一般論の規範」を抽出するだけではなく、その事件における具体的な事実に基づいて、どのような判断（解決）がなされたのかを明らかにすることを促す必要がある点

現状では、類似した企画を実施する際には、教員からの助言や支援が必要であり、かつ、その助言や支援は定型的なものにとどまらないものが求められる。教員側の知見や意思、能力によって、その内容が左右されることが否めない点に大きな課題がある。

【謝辞】

本研究を実施するに際しては、足立勝教授（追手門学院大学）、生田容景准教授（山口大学）、小川明子教授（山口大学）及び陳内秀樹准教授（山口大学）（五十音順）より、丁寧なご指導、ご助言をいただきました。記して感謝申し上げます。もっとも、残された誤り等については、報告者らの責めに帰すものです。

ⁱ 例えば、舟橋慶祐＝向林伸啓「デザインパテントコンテストを活用したデザイン教育」パテント 75 巻 10 号（2022 年）7 頁以下、黒田潔＝平社和也「デザインパテントコンテスト参加を通じた知財教育と工学教育の同期－玉川大学工学部での実践例－」パテント 75 巻 10 号（2022 年）14 頁以下、大津孝佳「沼津高専における『活用』を意識した知財創造教育の実践」パテント 74 巻 7 号（2021 年）25 頁以下などが挙げられる。

ⁱⁱ 高林龍『標準特許法』（有斐閣、第 7 版、2020 年）2 頁における定義を参考とした。

ⁱⁱⁱ なお、知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）2 条 1 項にも「知的財産」の定義が存在する。

^{iv} 道垣内正人『自分で考えるちょっと違った法学入門』（有斐閣、第 4 版、2019 年）i。

^v 米倉明『民法の教え方 一つのアプローチ』（弘文堂、増補版、2003 年）65 頁。

^{vi} 白石忠志「はじめに」東京大学法学部「現代と法」委員会編『まだ、法学を知らない君へー未来をひらく 13 講』（有斐閣、2022 年）3 頁参照。

^{vii} もちろん、ある紛争が生じたときに、当事者にインタビュー調査を行ったり、紛争が生じた現場を視察したりなども考えられる。

^{viii} 大村敦志ほか『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000 年）308 頁、田村善之「判例評釈の手法—『判民型』判例評釈の意義とその効用—」曹時 74 巻 5 号（2022 年）961 頁以下などを参照。